

民俗博物館長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十六号

民俗博物館長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第十条」を「第十条第一項又は第二項」に改める。

- 一 民俗博物館長に対する事務委任規則（昭和六十年三月奈良県規則第四十六号）本則第八号
- 二 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号）本則第七項第八号
- 三 馬見丘陵公園館長に対する事務委任規則（平成三年四月奈良県規則第四号）本則第九号
- 四 まほろば健康パーク管理事務所長に対する事務委任規則（平成二十六年六月奈良県規則第十一号）本則第九号
- 五 奈良公園事務所長に対する事務委任規則（昭和五十三年十二月奈良県規則第五十二号）本則第十一号
- 六 奈良春日野国際フォーラム館長に対する事務委任規則（平成元年三月奈良県規則第七十五号）本則第九号

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。